

保育教諭等の資格の特例に関する調書

職員の氏名	現在の 保有資格	特例を受ける 職種	資格 特例	資格取得に向けた計画

※ 特例措置を受ける職種欄には、保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）、助保育教諭、講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）の区分を記入すること。

※ 保育教諭等の資格特例欄には、以下の番号（①、②）を記入すること。

※ 不足する場合は適宜行を追加すること（複数枚による提出も可）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律 付則第5条

- ① 施行日から起算して15年間は、新認定こども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（第3項において単に「登録」という。）を受けた者は、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。【付則第5条第1項】
- ② 施行日から起算して15年間は、新認定こども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。【付則第5条第2項】